資料18-2(午後) 平成30年3月22日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

報酬改定について(障害児)

<障害児共通>

■児童発達支援管理責任者専任加算の廃止

児童発達支援管理責任者については、基本報酬において評価することとし、児童発達支援管理責任者専任加算は廃止する。

<障害児通所支援共通>

- ■医療的ケア児への支援の充実(児童発達支援及び放課後等デイサービス)
- · 看護職員加配加算 (新設)

一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるための体制を確保し、医療的ケア児やその家族の状況及びニーズに応じて、地域において必要な支援を受けることができるよう、 看護職員の加配を評価する加算を創設する。

・送迎加算の拡充

喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。

≪送迎加算の拡充≫

[現 行]

イ 障害児(重症心身障害児以外)の場合 片道54単位/回 ロ 重症心身障害児の場合 片道37単位/回

[見直し後]

イ 障害児(重症心身障害児以外)の場合 片道54単位/回

+37単位/回※1

ロ 重症心身障害児の場合 片道37単位/回

- ※1 看護職員加配加算を算定する事業所であって、喀痰吸引等の医療 的ケアを行うため運転手に加え、職員を1以上配置して送迎を行っ た場合に更に加算する。
- ※2 同一敷地内の送迎については、加算単位数の70%を算定する。

医療連携体制加算の拡充

医療機関との連携等により、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して看護を 行った場合等を行った場合等を評価する医療連携体制加算について、長時間支援を評価す る区分を創設する。

看護職員加配加算を算定している場合は、医療連携体制加算は算定不可とする。

資料18-2(午後) 平成30年3月22日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

■指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

- ・一定の基準を満たす事業所が指導員加配加算により評価した職員に加えて、1人以上配置した場合にさらに評価する。
- ・児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所においても、人員 配置基準以上に手厚い配置をしている場合に評価する。
- ・人員配置基準上「指導員」という名称が廃止されるため、加算の名称を「児童指導員等 加配加算」に改める。
- ・以下の区分に分かれる。

理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは別に厚生労働大 臣が定める基準に適合する専門職員

児童指導員等…児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者 その他の従業者…理学療法士等若しくは児童指導員等以外の直接支援職員

[現 行]

イ 児童指導員等を配置する場合

(1)定員10人以下	195単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	130単位/日
(3)定員21人以上	78単位/日
ロ 指導員を配置する場合	
(1)定員10人以下	183単位/日
(2) 定員11人以上20人以下	122単位/日
(3) 定員21人以上	73単位/日

[見直し後]

イ 専門職員(理学療法士等)を配置する場合

(1) 定員10人以下	209単位/日
(2)定員11人以上20人以下	139単位/日
(3)定員21人以上	84単位/日
ロ 児童指導員等を配置する場合	
(1)定員10人以下	155単位/日
(2)定員11人以上20人以下	103単位/日
(3)定員21人以上	62単位/日
ハ その他の従業者を配置する場合	
(1)定員10人以下	91単位/日
(2)定員11人以上20人以下	61単位/日
(3)定員21人以上	36単位/日

資料18-2(午後) 平成30年3月22日 障害福祉サービス等に係る事業者説明会 千葉市障害福祉サービス課

■ (新設)保育・教育等移行支援加算 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス) 障害児が地域において保育・教育を受けられるように支援を行うことにより、通所支援 事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。

《保育・教育等移行支援加算【新設】≫ 500単位/回(1回を限度)

■欠席時対応加算の見直し(重症心身障害児)

重症心身障害児については、体調が不安定であることに着目し、欠席時対応加算の算定回数を拡充する。

≪欠席時対応加算の算定回数の拡充≫

[現 行]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援 助を行った場合に、月に4回まで加算する。

[見直し後]

利用する障害児が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月に4回まで加算する。<u>ただし、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所(児童発達支援センター含む。)及び重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、1月の利用者数から定員に当該月の営業日を乗じた数を除して得た数が100分の80に満た</u>ない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

■(新設)自己評価結果等未公表減算(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

自己評価結果の公表が義務付けられている児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、未公表の場合は減算する。なお、当該減算については平成31年4月1日から適用する。

≪自己評価結果等未公表減算【新設】≫

自己評価結果等が未公表の場合、所定単位数の15%を減算する。